

施策評価表(29年度実績評価と31年度方針)

1 施策の概要(第4次長期総合計画(後期:28年度~32年度)に掲げる事項)	
施策名	14 水と緑にふれあうまちづくり
上位政策	06 地球環境にやさしいまち
施策統括課	環境政策課 施策統括課長名 岩澤 純二
関連課	環境政策課、管理課
関連する個別計画等	東久留米市第二次緑の基本計画、東久留米市第二次環境基本計画、東久留米市緑地保全計画
予定計画事業	緑の確保
施策に対する基本的な考え方(第4次長期総合計画より)	<ul style="list-style-type: none"> ・東久留米の貴重な財産である、湧水をはじめとする水辺資源や雑木林などの自然環境を、市民一人ひとりの理解と協力のもとに次世代に引き継いでいく。 ・「水と緑」の保全と活用方法などについて、市民参加によるネットワークづくりなど、さまざまな工夫を加え、自然と気軽にふれあえる空間の確保や機会の提供に努める。
基本事業名(1~3)	第4次長期総合計画における方向性
14-01 水辺環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境への影響を配慮した湧水や河川の適切な管理を図る。 ・「湧水・清流保全都市宣言」に相応しい市の活動を市内外に広くPRし、保全のための機運を高めるための情報発信の充実に努める。 ・保全への取り組みを市民と行政が協働で進め、市民活動を支援し、その活動のすそ野が広がる施策を検討する。
14-02 緑の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の恵まれた緑を保全していくために、市民、事業者、行政が協力し、身近な取り組みを主体的に行えるよう、意識醸成の啓発活動や情報発信に取り組む。 ・新たな緑の創出を行いつつも、既存の緑においては生き物の生育や市民生活に配慮し、広く市民が親しめるような環境整備や高木・老木化した樹木の適切な維持管理に努める。 ・雑木林や樹木が、近隣住民へも、貴重な資源であることの周知と保存に向けた理解を広めるための取り組みを行う。 ・緑地保全計画で抽出された将来に遺すべき特に貴重な緑地について、適切な手法によりその保全に努める。 ・緑地の確保には財政の負担が生じるため、適切な方策・優先順位を検討し、「みどりの基金」や国や都から補助制度などを活用することで計画的に進める。

1 施策の概要（第4次長期総合計画（後期：28年度～32年度）に掲げる事項）	
基本事業名（4～5）	第4次長期総合計画における方向性

2 施策の成果指標と実績					
No	成果指標	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
1	日頃から身近な自然と触れ合っている市民の割合	%	65.4	66.5	68.7
2					
3					
4					
5					

3 施策内事務事業数と施策のコスト				
項目	単位	27年度実績	28年度実績	29年度実績
本施策を構成する事務事業数	本	16	16	12
トータルコスト	千円	183,700	146,705	100,296
事業費（内書き）	千円	150,655	110,606	70,004
人件費（内書き）	千円	33,045	36,099	30,292

4 基本事業について (1~3)		
	現状と課題	31年度に向けた方向性
1	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、東京の名湧水57選に選ばれた3箇所を含む数多くの湧水があり、これらの湧水を水源とする黒目川、落合川などが流れ、きれいな水と身近に触れあうことのできる水辺環境は、本市の貴重な財産となっている。また、平成20年6月には、落合川と南沢湧水群が、『平成の名水百選』に都内で唯一選定され、さらには、平成23年6月には、『湧水・清流保全都市宣言』を行った。 ・貴重な水辺環境を保全していくためには、ごみのポイ捨て、生活排水などの流入による河川の汚濁など、社会のルールやマナーを守るよう広く呼び掛けを行う必要がある。また河川改修などに当たっては、自然環境への影響を最小にするよう検討を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の水辺環境は、次世代に引き継ぐべき貴重な市の財産であることが市民の意識のなかに広がりつつあるが、今後も湧水や河川がまちの象徴や誇りでもあることを広く認識してもらえるよう引き続き情報発信を行う。 ・また、保全に向けて市民、事業者、市が必要な情報の共有化を図り、協働して取り組んでいくなど、それぞれの役割を担いながら進めていく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・緑は、生物の生息空間、湧水のかん養域となるだけでなく、市民の憩いの空間を創出し、さらには防災上の拠点となる。しかし、そのような機能をもつ緑でも、制度により保全されていない雑木林や農地などの民有地の場合は、市街地化の進行により、減少している。 ・一方、東京都においては、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林など、都内50箇所の保全地域を指定し、そのうち8箇所が市内にあり、緑の保全を図っている。 ・本市では、これまでも「東久留米市のみどりに関する条例」に基づき、貴重な環境資源である緑を守り、次世代へつないでいくための取り組みに努めているが、市内に残された民有の緑地の公有地化に取り組むため、保全すべき価値の高い緑地を抽出し、保全手法を定める「緑地保全計画」を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全と活用については、市内に残された貴重な樹林地などの減少を防ぐため、平成27年度に策定した「東久留米市緑地保全計画」に基づき、樹林地の公有地化などを図っていく。 ・また、東京都とも連携し、市民、事業者、市が緑の保全と活用に必要な情報の共有化を図り、さらなる協働体制の仕組みづくりに取り組み、積極的な緑化と適切な管理に努めていく。
3		

4 基本事業について (4~5)

		現状と課題	31年度に向けた方向性
4			
5			

5 31年度に向けた施策方針

- ・市内の貴重な財産である水辺環境や緑地等の自然環境を次世代に引き継いでいくために、市民、事業者、市さらには東京都とも連携しながら、協働による積極的な緑化と適切な管理に努めていく。
- ・平成28年3月に制定された「東久留米市緑地保全計画」に基づき、対象となる緑や緑地の保全及び充実を推進させる取り組みを進めていく。

6 31年度の施策の位置づけ	重点施策以外
----------------	--------